

○名寄市立大学国内・国外研修規程

平成 20 年 2 月 29 日

改正 平成 22 年 3 月 3 日

平成 30 年 6 月 6 日

(趣 旨)

第 1 条 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 21 条及び第 22 条の規定に基づき、名寄市立大学（以下「本学」という。）における学術研究の促進及び教員の資質の向上に寄与するため、本学教員が勤務場所を離れて研修に専念することに関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において「国内研修」とは、国内の特定の大学、研究所、研修所その他大学に準ずる機関において 3 月以上 1 年以内の期間継続して、専攻する学科等の研修及び教育一般に関する研究調査等に従事することをいう。

2 この規程において「国外研修」とは、外国の研究機関において、3 月以上 1 年以内の期間継続して学術研究に従事し、若しくは教育学術的な講座及び演習等に参加することをいう。

(資 格)

第 3 条 国内研修又は国外研修をすることが出来る者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

(1) 教授、准教授、講師、助教、助手の職にある者。

(2) 研修の開始時に本学に 5 年以上在職している者であって、研修終了後、本学の教育研究の向上に貢献出来る者。ただし、同じ者が 10 年を経ずに申請することはできない。

(手続き及び研修員の決定)

第 4 条 申請の手続き及び研修員の選考については別に定める。

(研修期間・場所の変更)

第 5 条 研修員は、研修の期間又は場所を変更する必要があるときは、速やかに学長にその理由を文書で報告しなければならない。

(服務規程)

第 6 条 研修員は、その期間中研修員としての本分を守り、研修施設等が定める服務規程に従い、研修に専念しなければならない。

(研修の報告)

第 7 条 研修員は、研修場所において研修を終了し、又は中止した場合は、ただちに研修等の結果に関する報告書を学長に提出しなければならない。

(旅 費)

第 8 条 研修員に支給する旅費は、予算の範囲内において名寄市職員等の旅費に関する条例（平成 18 年名寄市条例第 52 号）により支給する。

(代替教員)

第 9 条 研修員に選考された者に関わる代替教員については、教務委員会と協議し、教授会の議を経て決定することができる。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(廃 止)

- 2 市立名寄短期大学国内研究員規程（昭和 57 年 10 月 6 日施行）は、廃止する。

附 則（平成 22 年 3 月 3 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。